

○福岡県こども審議会条例

令和六年三月二十六日

福岡県条例第十三号

福岡県子ども・子育て会議条例の全部を改正する条例をここに公布する。

福岡県こども審議会条例

福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく知事の附属機関、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十三条第三項に規定する協議会及び次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、福岡県こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画に関する事項及びこども施策に関する重要事項について調査審議すること並びに同法第十三条第三項に規定する協議会として、こども施策の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- 二 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条に規定する都道府県青少年問題協議会として、同法第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する重要事項について調査審議し、及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うこと並びにこれらに関し知事及び関係行政機関に対する意見を述べること。
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十二条第一項に規定する自立促進計画に関する事項について調査審議すること。
- 四 次世代育成支援対策推進法第九条第一項に規定する都道府県行動計画に関する事項について調査審議し、及び同法第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること。
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同

法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

六 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理すること。

八 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項に規定する子どもの貧困対策についての計画に関する事項について調査審議すること。

九 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めることについて調査審議すること。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第四条 委員は、医療、保健、福祉、教育、療育等に関して優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（専門委員）

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くこと

ができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第七条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（以下この条において「当該部会に属する委員」という。）の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 第七条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 3 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略